

議員提案第22号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年2月22日提出

新潟市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同

渋谷明治  
明戸和枝  
目崎良治  
飯塚孝子  
風間ルミ子  
小山哲夫  
渡辺有子

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 6 条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分	手数料の額
し尿	1 一般世帯（定額制） 人頭割額 回数料 月 1 回を超える場合 2 前号の基準により難しいもの又は 特別の事由のあるもの（従量制）	1 人につき 月額 3 7 0 円 1 回につき 5 1 5 円 1 8 リットルにつき 1 5 5 円
動物の死体		1 個につき 2 , 2 0 0 円
上記以外の 一般廃棄物	市長の指定する清掃工場又は処分 地へ自ら搬入する場合 家庭系廃棄物 事業系廃棄物	1 0 キログラムまでごとに 6 0 円 1 0 キログラムまでごとに 1 3 0 円
備考 1 手数料の算定の基礎になる数量は，市長の認定するところによる。 2 し尿については，1 8 リットル未満の端数量を生じた場合において，その端数量 が 9 リットル以下のときは 9 リットルに，9 リットルを超えるときは 1 8 リットル に切り上げる。 3 備考 2 の場合における 9 リットルの手数料の額は，7 8 円とする。		

附 則

この条例は，平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。